

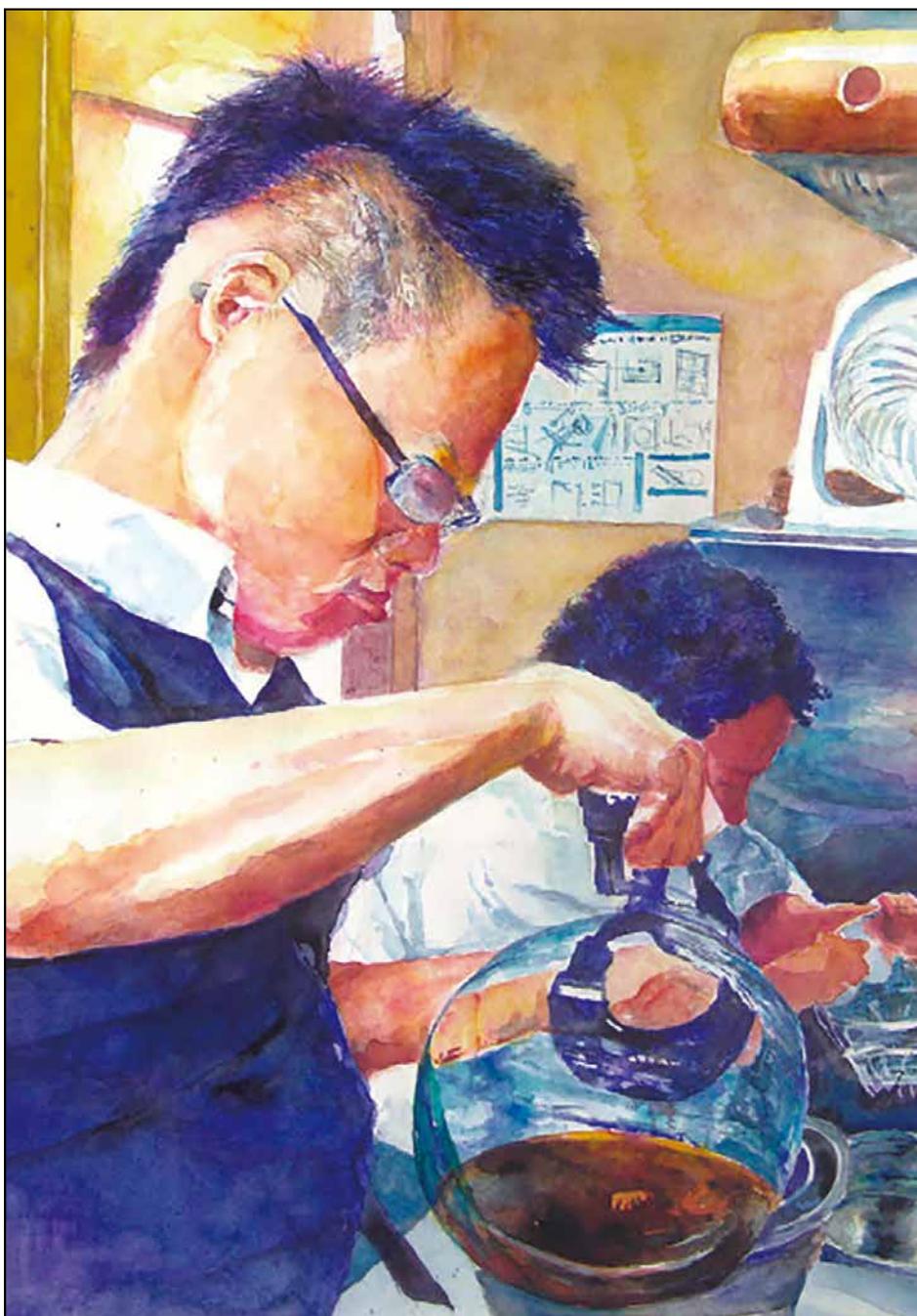
ハローワーク 京都だより

平成29年

9月

No.196 (通巻230号)
昭和51年6月創刊

労働市場ニュース



9月は
障害者雇用支援月間です

「懸命に働いている姿」

東京都 第一生命チャレンジド株式会社

佐々木 亮介さん

厚生労働大臣賞受賞作品

平成29年度障害者雇用支援月間ポスター原画「絵画 高校・一般の部」



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

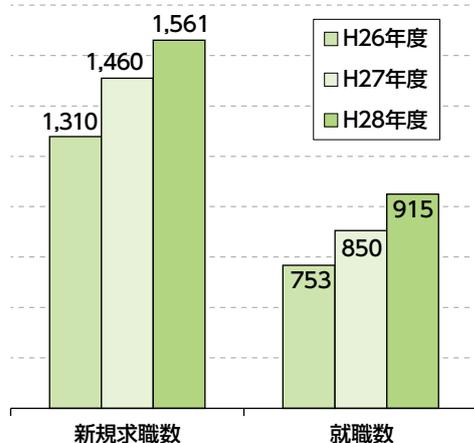
京都労働局HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

京都障害者職業相談室

京都障害者職業相談室では、障害のある求職者の方に対し「一人ひとりの障害特性に応じた就職支援」を実施するために、京都障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、京都ジョブパークはあとふるコーナー、医療、教育、福祉等の関係機関との連携や協力を得て、就職に向けた相談・紹介や就職後の定着支援等を行っています。

京都障害者職業相談室は京都西陣、京都七条、伏見及び宇治の各ハローワークの管内にお住まいの障害のある方の専門相談窓口として開設されています。

なお、京都西陣、伏見及び宇治の各ハローワークにも障害のある方の専門相談窓口が設けられています。



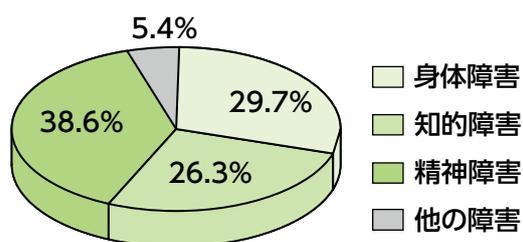
平成28年度の障害者の職業紹介状況

左のグラフのように、当相談室を利用される障害のある方、また、当相談室の紹介で就職される方が年々増加しています。

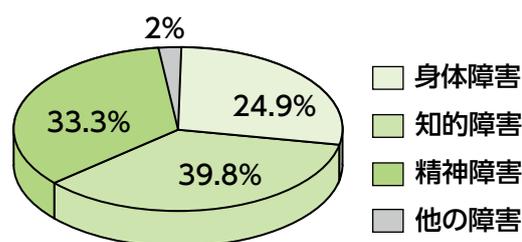
平成28年度は、精神障害の方の求職が最も多くなっています。

来年4月には法定雇用率が2.2%（民間企業）に引き上げられます。事業主の皆さま方には、雇用の場を一層広めていただきますようお願いいたします。

平成28年度新規求職比率



平成28年度就職比率



特別支援学校等卒業予定者への就職相談

当相談室においては、京都府南部地域の京都府立盲学校、聾学校、国立・府立・京都市立の特別支援学校16校の高等部卒業予定者の就職相談を担当しています。平成30年3月卒業予定生徒のうち約190名が、企業への就職を希望しています。

特別支援学校等の生徒は、企業における「職場実習」により「働く力を高め」企業就職へ歩んでいます。

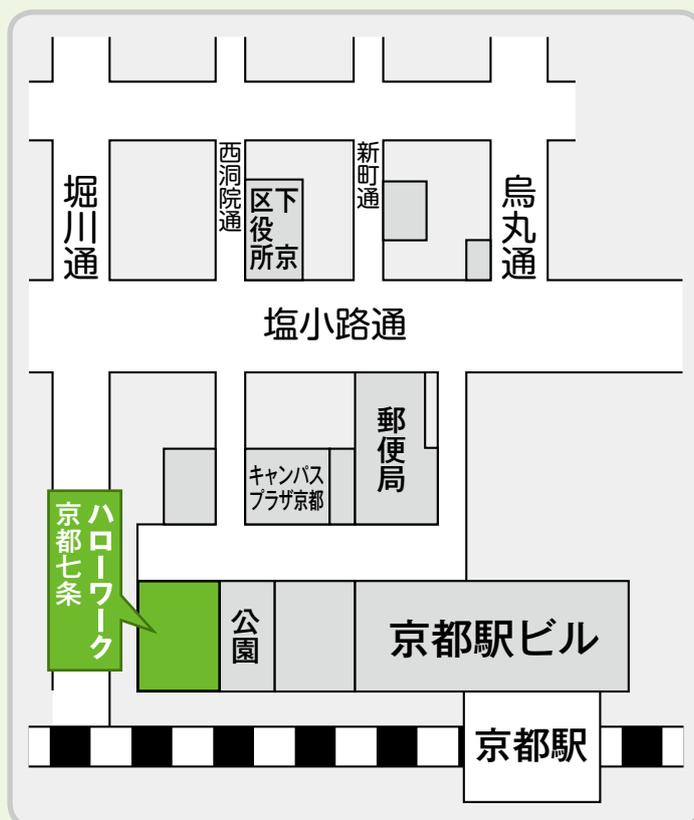
(平成29年3月卒業生のうち、約160名の生徒が企業へ就職し、巣立っています。)

企業におかれましては、障害のある生徒の職場実習から雇用の場の拡大に取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

*特別支援学校生徒の職場実習や雇用については、当相談室にご連絡ください。

京都障害者職業相談室

〒600-8235 京都市下京区西洞院通塩小路下ル
東油小路町803 ハローワーク京都七条4階
TEL 075-341-2626
FAX 075-341-2612



も
く
じ

京都障害者職業相談室のご案内	1・2
特別支援学校等卒業予定者に職場実習・雇用の場を	3
平成29年度 第1回障害者就職面接会のお知らせ	4
平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります	5
平成29年秋 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座が始まります!	6
平成30年3月高等学校卒業予定者の採用選考について	7・8
雇用保険の賃金日額・基本手当日額の変更について	9
安心して働くための「無期転換ルール」とは	10
「業務改善助成金」について	11・12
職場定着支援助成金のご案内	13
特定派遣の事業主のみなさまへ 切り替えのための説明会のご案内	14
京都府の雇用失業情勢 (平成29年7月内容)	15

特別支援学校等卒業予定者に職場実習・雇用の場を！

毎年、京都府内の特別支援学校等卒業予定者のうち、150名以上が就職を希望しています。
職場実習を通じて、卒業予定者の雇用をご検討ください。

職場実習とは？

それぞれの企業で、実際の職場体験をさせていただくことにより、本人の適性・能力を判断するとともに、職業・社会生活に必要な能力や態度を身につけることを目的に実施するものです。

- ☆ 実習期間 2週間を基本とします。(1週間から3週間でも可)
- ☆ 実習時間 実習先企業の勤務時間を基本とします。(勤務時間内の一部でも可)
- ☆ 賃金 学校教育の一環として実施しますので、賃金の支払は必要ありません。
- ☆ その他 通勤に要する費用、昼食費用は実習生が負担します。
万が一事故が発生した場合は、(独)日本スポーツ振興センターの保険制度が適用されます。
(労災事故とはなりません)

特別支援学校等卒業生は多様な職場に就職し、活躍しています。

物流軽作業、リネン関係洗濯・仕分け・仕上げ、段ボールシート断裁・印刷補助、ホテル接客業、スーパー品出し、製パン補助・販売、調理補助、花卉栽培、一般事務、接客、食器洗浄など

◇ハローワークでは卒業者の就職促進と職業の安定を図るため、関係機関と連携し、様々な訓練や支援の実施、就職後の職場適応指導(アフターケア)を実施しています。

特別支援学校等の卒業予定者の職場実習・雇用についてのご相談、お問い合わせは
最寄りのハローワーク又は京都障害者職業相談室(TEL:075-341-2626)にご連絡ください。

京都府内の特別支援学校等一覧

	学校名	所在地	電話
京都府立校	盲学校	北区紫野花ノ坊町1	075-462-5083
	聾学校	右京区御室大内4	075-461-8121
	向日が丘支援学校	長岡京市井ノ内朝日寺11	075-951-8361
	宇治支援学校	宇治市広野町丸山10	0774-41-3701
	城陽支援学校	城陽市中芦原1-4	0774-53-7100
	八幡支援学校	八幡市内里柿谷16-1	075-982-7321
	南山城支援学校	相楽郡精華町大字山田医王寺1	0774-72-7255
	丹波支援学校	南丹市八木町柴山坊田118	0771-42-5185
	中丹支援学校	福知山市大字私市小字打溝8	0773-32-0011
	舞鶴支援学校	舞鶴市字堀4-1	0773-78-3133
与謝の海支援学校	与謝郡与謝野町字男山945	0772-46-2770	
京都市立校	北総合支援学校	上京区堀川通寺之内上ル2丁目下天神町650-1	075-431-6636
	東総合支援学校	山科区大塚高岩3	075-594-6501
	西総合支援学校	西京区大枝北沓掛1-21-21	075-332-4275
	呉竹総合支援学校	伏見区桃山福島太夫北町52	075-601-9104
	白河総合支援学校	左京区岡崎東福ノ川町9-2	075-771-5510
	鳴滝総合支援学校	右京区音戸山山ノ茶屋町9-2	075-461-3221
	東山総合支援学校	東山区東大路渋谷下ル妙法院前側町441	075-561-3373
国立大学法人	京都教育大学附属特別支援学校	伏見区深草大亀谷大山町90	075-641-3531

☆特別支援学校：学校教育法の一部を改正する法律(平成19年4月1日施行)により特別支援学校制度(従来の盲学校、聾学校及び養護学校)が創設されました。



平成29年度 第1回障害者就職面接会

主 催 京都労働局・ハローワーク・京都障害者職業相談室
京都府
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都支部 京都障害者職業センター

日 時 平成29年9月12日(火) 12:00～17:00
企業受付 11:30～
面接開始 12:00～
面接受付終了 15:00
面接会終了 17:00

会 場 国立京都国際会館「アネックスホール」
京都市左京区宝ヶ池
● 地下鉄烏丸線「国際会館」駅から徒歩約5分

お問い合わせ先

ハローワーク西陣	TEL 075-451-8662
ハローワーク京都七条	TEL 075-341-5506
ハローワーク伏見	TEL 075-602-8609
ハローワーク宇治	TEL 0774-20-8609
ハローワーク京都田辺	TEL 0774-65-8609
京都障害者職業相談室	TEL 075-341-2626

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

留意点

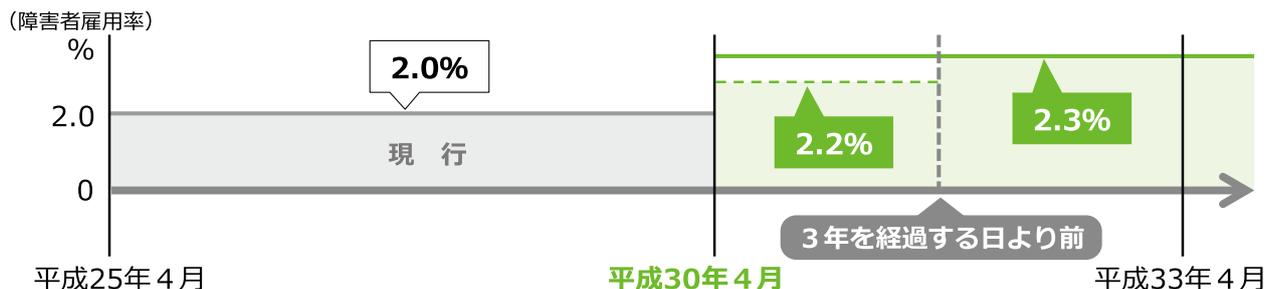
②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A1. 新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。平成31年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（申告対象期間が、平成30年4月から平成31年3月までの分）適用されますので、申告の際はご注意ください。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A3. 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものではありません。一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

開講のお知らせ

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 が始まります！

養成講座の概要

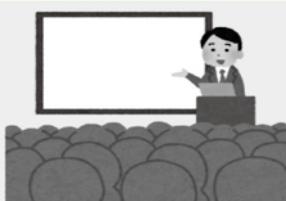
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への
出前講座もあります



ハローワークから講師が事業所に出向きます。

また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。

また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

平成30年3月高等学校卒業予定者の 採用選考開始日は、 9月16日(土)!!

1 新規高等学校卒業予定者の求人確保にご協力を!!

平成30年3月高等学校卒業予定者の求人申込につきましては、ハローワークでの受付を6月1日から、また学校での受理を7月1日からそれぞれ開始しています。

本年7月末の学卒求人の受付状況につきましては、景気の回復等を背景に、昨年より大幅に増加しているところですが、就職希望の生徒に少しでも多くの求人を提供し、就職の機会が得られるよう、ハローワークでは引き続き、職員一丸となって求人確保に努めてまいります。

つきましては、事業主の皆さまには、より一層のご理解を賜り、一人でも多くの求人申込をいただきますようお願いいたします。

2 応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考の実施を!!

新規学校卒業予定者の就職は、職業生活の第一歩を踏み出すことになる重要なものです。

一方、企業にとっても、新規学校卒業者は、長期的に企業活動を支えることを期待されている人材であり、その採用は重要な意義をもつものです。

企業においては、採用方針や採用基準をもとに採否を決定する自由が認められていますが、採用選考時に何を聞いてもよい、何を書かせてもよいというものではありません。

したがって、採用選考するに当たっては、基本的人権が侵されることなく、公正な採用基準を確立していただきますようお願いいたします。

また、新規学校卒業者は成長過程にあり、表面的な成績にとらわれることなく潜在的な能力や採用後の教育訓練等も含めて、積極的に本人の適性・能力を見いだしていただきますよう十分考慮してください。

応募・採用選考について

- ☆ 9月5日以降に高等学校から応募書類(近畿高等学校統一用紙)が送付されます。
- ☆ 9月16日以降に採用選考を実施してください。

選考に当たっての基本的な考え方

- ☆ 本人の適性と能力が作業遂行能力に適合するかどうか。
- ☆ 応募者の基本的人権が尊重される中で行われること。

複数応募について

☆ 高等学校卒業者における応募・推薦につきましては、平成18年度から京都府内では10月16日から「1人2社」の複数応募が可能となっています。

具体的な選考について

☆ 職務に対する適性・能力に沿った公正な採用基準を確立すること。

☆ 採用基準に沿った公正な評価を行う選考方法、選考体制を確立すること。

- **面接** 質問の目的を明確にし、面接担当者が客観的に評価できる基準や方法を事前に確立するとともに、質問事項を統一しておいてください。
- **学科試験** 採用職種の作業遂行に必要な知識をもっているかどうか判断する必要がある場合に限り実施してください。
- **作文** 特に文章による表現力が必要とされている職種に限り実施し、その課題は客観的に判断できるものとしてください。
- **適性検査** 適性検査の目的は、従業員の職場配置や教育訓練に必要なデータを得ることにあります。単に優劣や順序をつけるためだけに適性検査を実施することのないようにしてください。検査結果を絶対視せず、面接時の結果と併せて総合的に評価してください。
※求人申込書に記載のない試験、作文、検査等は実施しないでください。
- **選考時の健康診断** 作業遂行能力の有無に必要な不可欠な場合以外は実施しないでください。
※労働安全衛生規則第43条に規定された「雇入時の健康診断」は採用後の適正な人材配置及び従業員の健康管理に役立てるために実施するものであり、採用選考時に実施して応募者の採否を決定するためのものではありません。
- **身元調査** 内定後を含めて絶対に行わないでください。

採否結果等の連絡について

☆ 原則として3日以内(遅くとも7日以内)に高等学校へお知らせください。

(本人あて直接送付しないでください。不採用の場合は、その理由を具体的に明記し、応募書類とともに高等学校へ送付してください。)

☆ 入社承諾書は、学校を通じて本人から提出することとしていますので、ご承知ください。

なお、京都府内の高等学校では、統一した「入社承諾書」を使用していますので、必要な場合は高等学校に請求してください。

3 入社時の提出書類等の管理について

採用内定を行うことは、労働契約締結の出発点です。

したがって、事業主と採用内定者は、労働契約の締結という観点に立って意思の疎通を図っておくことが必要です。

事業所では、採用内定者に種々の書類を求められる場合もあると思います。しかしながら、従来から使用されていた社用紙(従業員調書、身元保証書、身上書等)を問題意識を持たないまま、単に過去の習慣から使用、提出を求めている例がいまだに見られます。基本的人権を尊重する視点から、今一度、再点検をお願いします。

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ～平成 29 年 8 月 1 日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※1に基づいて「基本手当日額」※2を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額を変更します。今回は、平成28年度の平均定期給与額が前年比で約0.4%増加したことから、上限額・下限額ともに引き上げになります。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が増額になる場合があります。対象になる方には、平成29年8月2日以降の認定日にお返りする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、ハローワークにおたずねください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29歳以下	12,740	13,420	6,370	6,710 (+340)
30～44歳	14,150	14,910	7,075	7,455 (+380)
45～59歳	15,550	16,410	7,775	8,205 (+430)
60～64歳	14,860	15,650	6,687	7,042 (+355)

【例】

29歳で賃金日額が14,000円の方は、上限額(13,420円)が適用されますので、平成29年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,710円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
全年齢	2,290	2,470	1,832	1,976 (+144)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,976円になります。

事業主の皆様・有期労働契約で働く皆様へ

次、契約更新
されるか不安...



ちよつと
あなたたち...

有期労働契約が 通算5年を超えた場合 無期労働契約に なれます!



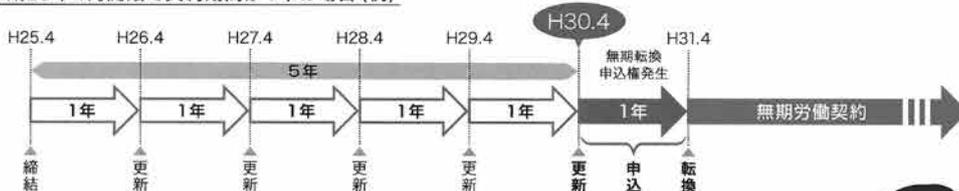
無期転換 ルール

《平成25年4月1日施行》

平成30年4月から
無期労働契約への
転換申込みができます!!



平成25年4月開始で契約期間が1年の場合(例)



※ 無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定が必要です。



京都労働局
マスコットキャラクター
御池ちゃん

【お困りの場合は、京都労働局雇用環境・均等室にご相談ください。】

TEL 075-241-3212



詳しくは無期転換ポータルサイトへアクセス!

<http://muki.mhlw.go.jp>

無期転換サイト

検索

有期契約労働者の無期転換に向けて、キャリアアップ助成金をご活用ください!

中小企業の
生産性向上を
支援します！



最低賃金引上げ支援

中小企業向け

業務改善
助成金

京都府では、最低賃金の引上げ額が異なる
3つのコースからチョイスできます。

助成の上限額

100万円~200万円

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

支給対象者

過去に業務改善助成金を受給したことがある事業場であっても、助成対象となります。

事業場内最低賃金が 1,000 円未満の
中小企業・小規模事業者。

※引き上げる賃金額により、支給対象者が異なりますのでご注意ください。



助成金の対象用途

生産性向上のための設備・機器の導入に加え、教育訓練や経営コンサルティングなどのサービスの利用も対象となります。

業務の効率UP
することで、会
社の売り上げ増
が見込めます。



- ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ・ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- ・ 人材育成・教育訓練による業務の効率化



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

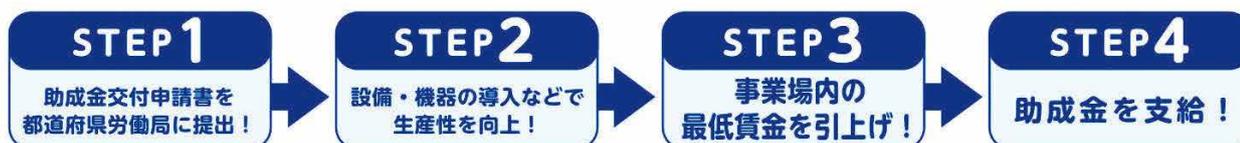
助成額の一覧

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します（千円未満端数切り捨て）。

なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
60円以上	7/10 ^(※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※)) ※生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

支給までの流れ



問い合わせ先

京都府最低賃金総合相談支援センター

最低賃金総合相談支援センターでは、最低賃金額に関するご相談や中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げのための経営・労務管理等に関する相談を受け付けています。本助成金の申請援助も実施しています。専門家による具体的なアドバイスや専門家派遣等の支援も行っていますので、ぜひご活用下さい。

☎ 0120-420-825

最低賃金の
引き上げ前に賃上げをご検討
下さい！！

助成金の申請先

京都労働局 雇用環境・均等室

(TEL: 075-241-3212)

最低賃金マスコット
チェックマン

職場定着支援助成金（雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・保育労働者雇用管理制度助成コース・介護労働者雇用管理制度助成コース）のご案内

助成金の概要

雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

また、介護事業主が介護福祉機器を導入した場合や、保育分野および介護分野における人材不足を解消するため、保育事業主や介護事業主が保育労働者または介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備などを通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合も助成の対象となります。

平成29年度から、

- ◆介護福祉機器助成コースについて、助成率及び上限額を見直すとともに、目標達成助成を創設しました。
- ◆職場定着支援助成金（個別企業助成コース）の雇用管理制度助成・介護福祉機器等助成・保育労働者雇用管理制度助成・介護労働者雇用管理制度助成をそれぞれコース化し、目標達成助成に生産性要件を設けました。

I 雇用管理制度助成コース

事業主が、新たに雇用管理制度（**評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ）**）の導入・実施を行った場合に**制度導入助成（1制度につき10万円）**を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に**目標達成助成（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））**を支給します。

制度導入助成		目標達成助成
イ. 評価・処遇制度	10万円	57万円 (生産性要件を満たした場合は72万円)
ロ. 研修制度	10万円	
ハ. 健康づくり制度	10万円	
ニ. メンター制度	10万円	
ホ. 短時間正社員制度 (保育事業主のみ)	10万円	

II 介護福祉機器助成コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに**介護福祉機器**を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、**機器導入助成（介護福祉機器の導入費用の25%（上限150万円））**を、介護福祉機器の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に**目標達成助成（介護福祉機器の導入費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（上限150万円））**を支給します。

介護労働者が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれるなど、所定の要件を満たすもので**1品10万円以上**であることが必要です。

1. 移動・昇降用リフト
2. 自動車用車いすリフト
3. エアーマット*体位変換機能付き
4. 特殊浴槽*リフトと共に稼働するもの等。
5. ストレッチャー*入浴用以外は昇降機能付きのもの。

III 保育労働者雇用管理制度助成コース

IV 介護労働者雇用管理制度助成コース

保育事業主または介護事業主が、保育労働者または介護労働者の職場への定着の促進に資する**賃金制度の整備**（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行った場合に**制度整備助成（50万円）**を支給します。賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者または介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に**目標達成助成（第1回）（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））**を、計画期間終了3年経過後に**目標達成助成（第2回）（85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円））**を支給します。

制度整備助成	目標達成助成（第1回）	目標達成助成（第2回）
50万円	57万円 (生産性要件を満たした場合72万円)	85.5万円 (生産性要件を満たした場合108万円)

問い合わせ先 京都労働局助成金センター 電話 075-241-3269

切替のための

説明会の御案内

経過措置は平成30年9月29日までです。

- ・ 切替は通常の新規申請となり、申請前の準備に期間を要されています。
- ・ 期限が近づくとつれて混雑が予想されますが、申請から許可までは、通常でも2～3か月程度かかります。
- ・ 期間更新時期も重なるため、今後の更新申請も混雑します。

まずは、説明会をお聞きいただき、申請をお急ぎください。

< プログラム >

第1部 13:30～14:30

「切替（新規申請）の必要性について」

- 1 平成27年9月の派遣法改正について
- 2 新規申請の許可要件について
- 3 小規模事業主に対する資産要件の暫定措置について
- 4 旧特定派遣事業との違いについて
- 5 適正な請負事業について
- 6 質疑応答

第2部 14:45～15:45

「申請手続について」

- 1 申請方法とスケジュールについて
- 2 提出書類について
- 3 事業計画・訓練計画等の策定について
- 4 許可申請にあたっての自己チェックについて
- 5 その他の留意事項等について
- 6 質疑応答

< 平成29年度の開催日程 >

7月25日（火）	12月12日（火）
8月22日（火）	1月18日（木）
9月22日（金）	2月15日（木）
10月23日（月）	3月22日（木）
11月27日（月）	

< 場 所 >

いずれも、京都労働局6階 会議室

< 申込方法 >

開催日の前日までに、お電話にてお申込みください。

< 費 用 >

無 料

- * 1部又は2部、どちらか一方だけの参加も可能です。
- * 開催時刻は全日、上記のとおりです。

【お問合せ・お申し込み先】

京都労働局 需給調整事業課

電話075-241-3225

京都府の雇用失業情勢

● 平成 29 年 7 月内容 ●

平成 29 年 8 月 29 日
京都労働局職業安定部

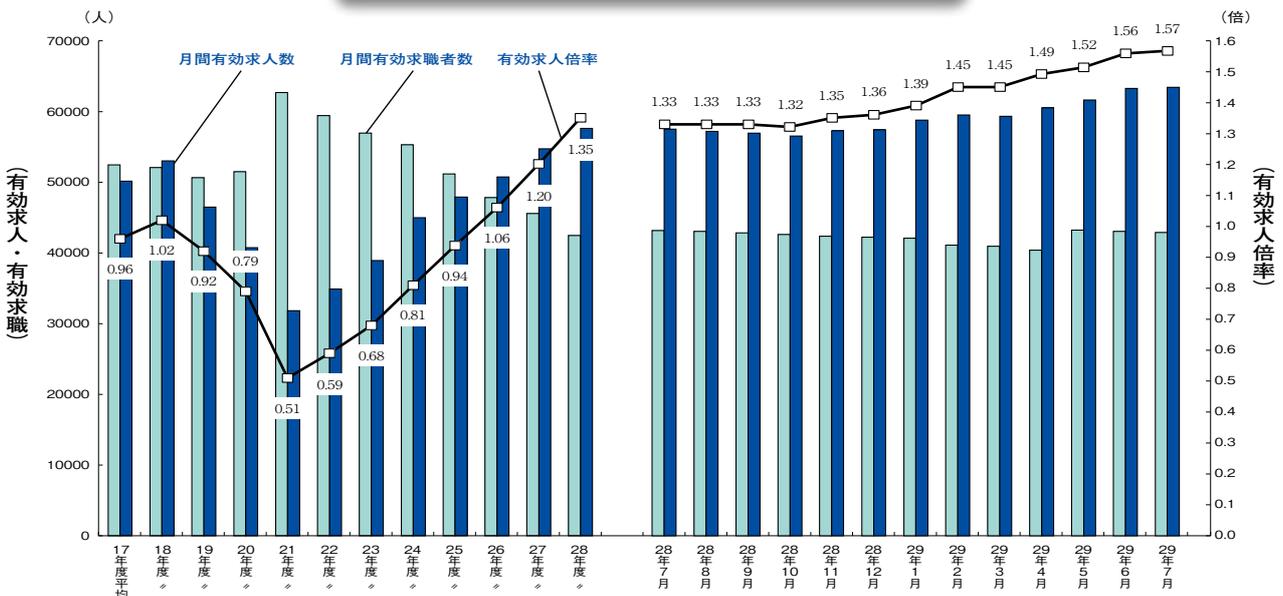
【雇用失業情勢の総括】

雇用保険被保険者数は、前年同月比で2.6%増と88か月連続で増加している。
有効求職者数（原数値）、雇用保険受給者数は減少している。
平成29年7月の有効求人倍率（季節調整値）は1.57倍で、前月より0.01ポイント上昇し、昭和48年3月の1.63倍に次ぐ高水準となった。
正社員の有効求人倍率（原数値）は1.06倍で、前年同月より0.19ポイント上昇した。
以上のことから、京都府内の雇用情勢は、着実に改善が進んでいると判断する。

【求人・求職の動向】

- 有効求人数（季節調整値）は、62,990人と前月に比べ0.1%増加し、有効求職者数（同）は、40,231人と前月に比べ0.2%減少した。
- 有効求職者数（原数値）は、40,649人で前年同月比6.5%減少した。
新規求職者数（原数値）は、8,442人で前年同月比2.3%減少した。内訳は、一般が5,504人で3.9%減少し、パートは2,938人で同0.9%増加した。新規常用求職者（パートを除く）の構成比をみると、在職者28.7%、離職者62.3%（うち事業主都合14.0%）、無業者9.0%である。なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比15.7%減少している。
- 有効求人数（原数値）は、59,859人で前年同月比9.6%増加した。
新規求人数（原数値）は、21,633人で前年同月比8.9%増加した。内訳は、一般が12,310人で同12.1%増加し、パートは9,323人で同4.9%増加した。主要産業別にみると、前年同月比では、農林漁業（前年同月比28.0%増）、建設業（同1.6%増）、製造業（同23.8%増）、運輸業・郵便業（同19.0%増）、卸売業・小売業（同5.7%増）、学術研究専門・サービス業（同22.4%増）、生活関連サービス業・娯楽業（同23.2%増）、教育・学習支援業（同50.2%増）、医療・福祉（同6.3%増）、サービス業（他に分類されないもの）（同8.8%増）が増加した。一方、減少した産業は、情報通信業（同3.2%減）、金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業（同6.7%減）、宿泊業、飲食サービス業（同5.9%減）、複合サービス事業（同16.3%減）となった。
- 就職件数は、3,033件で前年同月比3.1%減少した。内訳は、一般が1,642件で同4.1%減少、パートは1,391件で同1.9%減少した。雇用保険受給者の就職件数は、765件で同3.2%減少した。

求人・求職・求人倍率の状況



注:月別の数値は季節調整値である。平成28年12月以前の数値は、平成29年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。